

介護分野

障害福祉分野

就職支援金貸付事業

他業種等で働いていた方が、介護分野、障害福祉分野に就職する際に必要な経費をお貸しします

対象者

就職する事業所・施設等の分野によって、利用いただく貸付資金の種類が異なります

介護分野就職支援金

- ① 介護職員初任者研修以上を修了した方
- ② 北海道内の介護サービス事業所・施設に介護職員等として就職もしくは内定した方
- ③ 就職する前日までに北海道福祉人材センター等に資格等の届出または求職登録をしている方
- ④ 前職（直近の勤務先）が介護職員等ではない方
- ⑤ 国や地方自治体の類似の事業として給付・貸付を受けたことがない方

障害福祉分野就職支援金

- ① 介護職員初任者研修以上を修了した方
- ② 北海道内の障害福祉サービス事業所・施設に障害福祉職員として就職もしくは内定した方
- ③ 就職する前日までに北海道福祉人材センター等に資格等の届出または求職登録をしている方
- ④ 前職（直近の勤務先）が障害福祉職員ではない方
- ⑤ 国や地方自治体の類似の事業として給付・貸付を受けたことがない方

北海道内で **2年間** 介護職員等として従事すると
貸付額 **上限20万円** の返還が
全額免除 となります。



お問い合わせ先

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
生活支援部 生活支援課



生活支援部
生活支援課HP

TEL 011-241-3765

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 3階

対象研修

対象となる介護職員初任者研修以上とは、次のとおりです

- 1) 介護福祉士
- 2) 介護福祉士実務者研修
- 3) 介護職員初任者研修、ホームヘルパー 1 級・2 級課程、介護職員基礎研修
- 4) 介護福祉士養成施設卒業者
- 5) 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従事者養成研修（基礎課程または統合課程、もしくは行動障害支援課程いずれかを受講すること）、同行援護従事者養成研修（一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること）、行動援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）

⑤は、障害福祉分野
就職支援金のみ対象です。

対象経費

対象となる経費は、次のとおりです

- 1) 子どもの預け先を探す際の活動費
- 2) 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- 3) 働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の購入費
- 4) 敷金、礼金または転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- 5) 通勤用の自転車等の購入費
- 6) その他、就職する際に必要となる経費として適当と認められる経費

申請方法

次の必要書類を提出いただきます（郵送の場合は、「簡易書留」でお送りください） 申請内容を審査の上、貸付の可否を決定します

- ① 貸付申請書
- ② 利用計画書
- ③ 資格者証・修了証明書等（写）
- ④ 雇用証明書
- ⑤ 【貸付希望者・連帯保証人】の住民票（原本）
※マイナンバー・住民票コード・備考欄の記載がないもの
- ⑥ 【貸付希望者】の戸籍謄本（原本）
- ⑦ 【連帯保証人】の生計状況（所得）が確認できる書類
※源泉徴収票（写）、課税証明書（原本）、所得証明書（原本）、確定申告（写）など

①②④は、本会
指定様式です。

〈留意事項〉

- 1) 申請には、連帯保証人（1 名）が必要です。
- 2) 上記⑤住民票、⑥戸籍謄本は発行から 3 ヶ月以内のものに限ります。
- 3) 本資金と同種の用途である貸付金（離職した介護人材の再就職準備金、介護分野及び障害福祉分野就職支援金）および給付金（北海道異業種チャレンジ奨励金等）を受けたことのある方は申請できません。
- 4) 介護職員等および障害福祉職員とは、主たる業務が利用者に直接サービス（介護等の業務）を提供する方です。相談業務、施設長業務等は含まれません。
- 5) 就労（内定）後に研修を受講する場合も申請が可能な場合があります。詳細はホームページをご覧ください。

申請期間

雇用開始日から 3 ヶ月以内（内定日以降申請可）

北海道社会福祉協議会のホームページから「貸付申請の手引き」や関係様式をダウンロードすることができます。ご不明な点はお問合せください。

TEL 011-241-3765